

えりもデイサービスセンター

「指定通所介護・

指定第1号通所事業(通所型サービス)」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定

を受けています。

〔北海道指定 高福 第1376号
事業所番号 0173800202〕

当事業所はご契約者に対して指定通所介護

・指定第1号通所事業(通所型サービス)サービス
を提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、
契約上ご注意くださいことを次のとおり
説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護・要支援等の認定の結果「要介護」「要支援」「事業対象」と認定された方が対象となります。要介護・要支援等の認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	6
7. 事故発生時の対応	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 えりも福祉会
- (2) 法人所在地 北海道幌泉郡えりも町字大和106番地の3
- (3) 電話番号 01466-2-2777（代表）
- (4) 代表者氏名 理事長 藤 井 祐 二
- (5) 設立年月日 平成5年12月15日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所(平成11年12月15日北海道指定 高福 第1376号)
指定第1号通所事業所(通所型サービス)
事業所番号 0173800202
※当事業所は特別養護老人ホームやまと苑に併設されています。

(2) 事業所の目的

当事業所は指定通所介護・指定第1号通所事業(通所型サービス)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態もしくは要支援状態等にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定通所介護・指定第1号通所事業(通所型サービス)のサービスを提供することを目的とします。

- (3) 事業所の名称 えりもデイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 北海道幌泉郡えりも町字大和106番地の3
- (5) 電話番号 01466-2-3934（FAX01466-2-3777）
- (6) 管理者氏名 津 國 誠 一

(7) 当事業所の運営方針

- ① 指定通所介護サービスの提供にあたっては、事業所の従業員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることに努めます。
- ② 指定第1号通所事業(通所型サービス)のサービスの提供にあたっては、事業所の従業員等は、要支援者、事業対象者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことに努めます。
- ③ 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ④ えりも町及び関係機関（医療、保健）と連携を密接にしてその運営に努めます。

(8) 開設年月日 平成6年4月1日

(9) 利用定員 20名

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 えりも町全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月～金（12月31日～1月5日、土曜、日曜、祝祭日は休業となります。但し、休業日であっても必要に応じて営業する場合があります。）	
受付時間	毎週月～金	8:00～17:00
営業時間	毎週月～金	9:50～15:20

4. 職員の配置状況

当事業所では、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者（特養施設長と兼務）	1名	1名
2. 介護職員	2名以上	2名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	1名	1名
5. 機能訓練指導員（看護職員と兼務）	1名	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制	
1. 介護職員	勤務時間 8:00～17:00	2名以上
2. 看護職員	勤務時間 8:00～17:00	1名
3. 機能訓練指導員	看護職員と兼務	1名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 | があります。 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 | |

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（ご契約者の自己負担額を除く部分）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①送迎（基本サービスに含む）

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

②入浴

・入浴又は清拭を行います。身体状況に合わせ機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

・ご契約者の排せつ援助を行います。

④活動（アクティビティ）

・集団・個別でのレクリエーション、創作活動等の機能訓練を行います。

〈サービス利用料金〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要支援度・要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）を支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要支援度・要介護度に応じて異なります。）

【要支援者・事業対象者・要介護者の利用料金】

1. ご契約者の 要介護度とサ ービス利用料金	要支援1 (1か月あたり)	要支援2 (1か月あたり)	要介護1 (1日あたり)	要介護2 (1日あたり)	要介護3 (1日あたり)	要介護4 (1日あたり)	要介護5 (1日あたり)
	17,980円	36,210円	5,700円	6,730円	7,770円	8,800円	9,840円
2. 内、介護保 険から給付さ れる金額	16,182円	32,589円	5,130円	6,057円	6,993円	7,920円	8,856円
3. サービス利 用に係る自己負 担額（1－2）	1,798円	3,621円	570円	673円	777円	880円	984円

※その他の介護給付費サービス加算・減算

（要介護者分）

a. 入浴介助加算（Ⅰ）

1回あたり 40円

b. 送迎を行わない場合の減算

片道につき▲47円

（ただし、同一建物減算の対象となっている場合は、当該減算の対象外となる）

（要支援者・事業対象者・要介護者共通）

c. 同一建物から利用する場合の減算

・事業対象者・要支援1

1月あたり▲376円

・事業対象者・要支援2

1月あたり▲752円

・要介護者

1日あたり▲94円

d. 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

所定単位数に9.0%を乗じて算定

- ① ご契約者がまだ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援・要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画・介護予防マネジメントケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ② 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ③ 通常の事業実施区域外へのサービスの提供
通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、所定単位数に5%を加算した利用料金をいただきます。
- ④ ご契約者本人や同一世帯者の合計所得金額等によっては、負担割合が1割を超える場合があります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

- ① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービスの利用
介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
- ② レクリエーション・クラブ活動
ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金 → 材料代等の実費をいただきます。
- ③ 複写物の交付
ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
1枚につき 20円
- ④ 食事(昼食)の提供
ご契約者に食事(昼食)を提供します。
食事料金 → 1食あたり500円

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ①口座振替（自動引落とし）
- ②口座への振込の場合、手数料はご契約者の負担となります。
（振込口座⇒）日高信用金庫えりも支店 普通預金 No.155368
社会福祉法人 えりも福祉会 理事長 藤井 祐二

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

（通所介護・第1号通所事業（通所型サービス）共通）

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用サービスの中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
当日の食事の変更	食事料金 500円

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

（第1号通所事業（通所型サービス））

- ④ 月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、介護予防マネジメントケアプランに位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- ⑤ 契約者の体調不良や状態の改善等により第1号通所事業（通所型サービス）計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。
- ⑥ ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、第1号通所事業（通所型サービス）計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、介護予防マネジメントケアプランの変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。
- ⑦ 月ごとの定額制となっているため、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
 - 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
 - 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
 - 三 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合
 - 四 月途中で契約開始、契約解除となった場合
- ⑧ 月途中で要支援度に変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ① 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員、業務課長（TEL01466-2-3934）
- ② 受付時間 毎週 月曜日～金曜日（祝祭日除く） 8：00～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

えりも町役場保健福祉課	所在地 幌泉郡えりも町字本町206番地 TEL 01466-2-4622 FAX 01466-2-2229
北海道社会福祉協議会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目1 TEL 011-241-3976 FAX 011-251-3971
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 TEL 011-231-5161 FAX 011-231-7178

7. 事故発生時の対応

サービスの提供に当たり事故が発生した際には、迅速かつ適切に対応するとともに、当該事故が事業所側の責任による場合は、契約に基づき損害賠償請求に応じます。

8. 提供するサービスの第三者評価

第三者評価実施の有無：（無）

令和 年 月 日

指定通所介護・第1号通所事業(通所型サービス)サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

えりもデイサービスセンター

説明者職氏名

生活相談員

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護・第1号通所事業(通所型サービス)サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所

氏 名

印

契約代理人
(身元引受人)

住 所

氏 名

印

保証人(必要時)

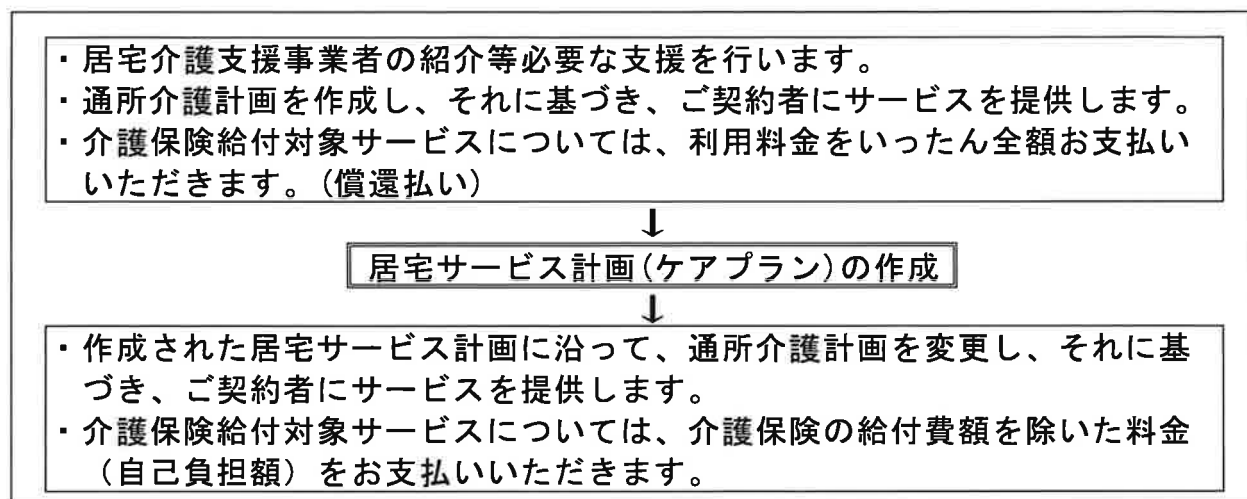
住 所

氏 名

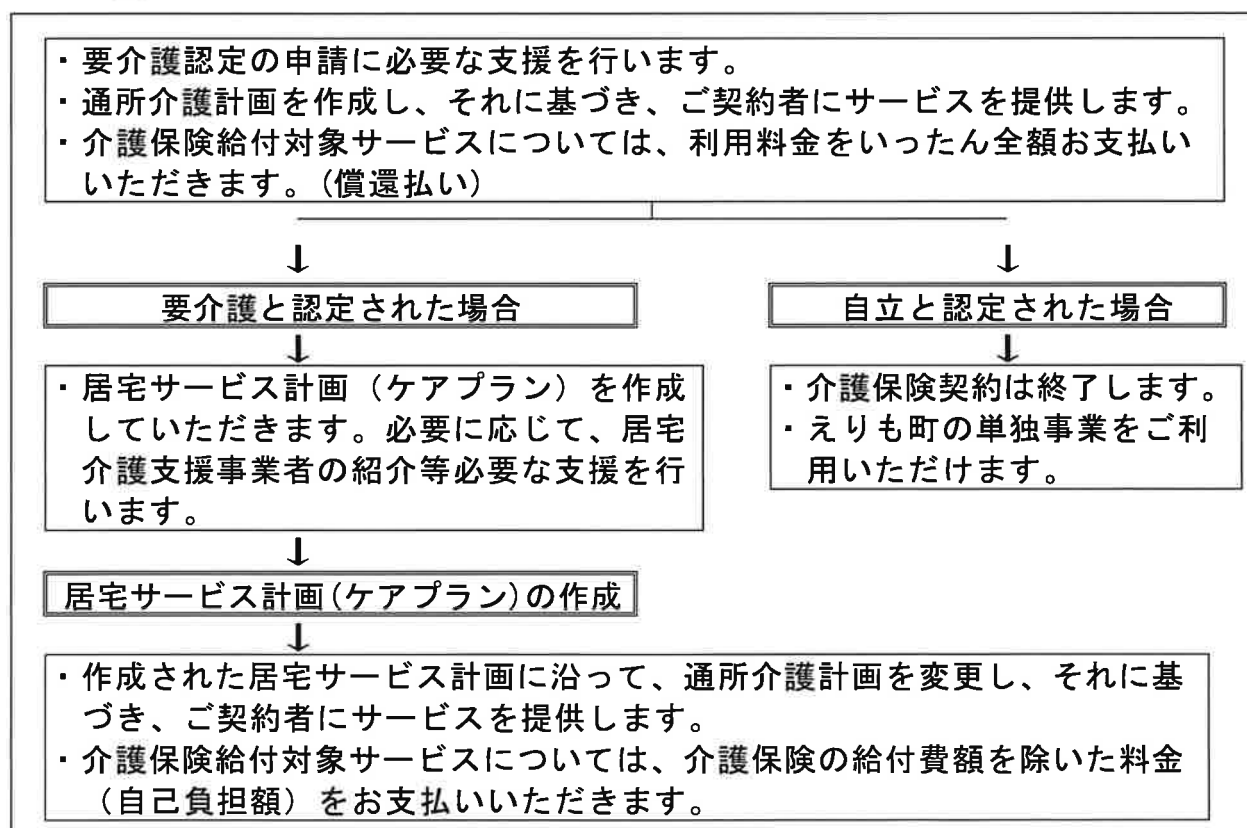
印

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



※第1号通所事業(通所型サービス)サービスを利用の場合、上記居宅サービス計画を介護予防マネジメントケアプランに、要介護を要支援に、居宅介護支援事業者を介護予防支援事業者に、通所介護計画を第1号通所事業(通所型サービス)計画に読みかえるものとします。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
（守秘義務）

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

サービス担当者会議など、契約者に係る他の事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- ① 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内での喫煙はできません。

(3) その他

- ① 送迎サービスを利用する際は、所定の場所及び利用日以外での乗降はできないものとし、走行中のマナーを守っていただきます。また、交通事情・天候不順（降雪・台風等）・災害等により送迎時刻の遅延や変更をする場合があります。
- ② 金銭、貴重品は極力お持ちにならないで下さい。また、お菓子や漬け物等食品類の持ち込み、及び他の利用者へのお裾分けはご遠慮下さい。
- ③ 職員へのお心付けは、一切お受けできないことになっております。

6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は重大な過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援・要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要支援・要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と認定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②契約者が入院・入所された場合
- ③契約者の「居宅サービス計画・介護予防マネジメントケアプラン」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが特別な事由なく3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合（3か月に満たない場合でも慢性的な滞納状態が継続する場合も含む。）
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合、あるいは生じさせることが予見される場合（伝染性の疾患、著しい迷惑行為等も含む。）

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第15条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。